

總行行第204号
国土入企第24号
令和元年10月15日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

令和元年台風第19号の被災地域での建設工事等における 予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成31年2月8日付け總行行第26号・国土入企第45号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、先般改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第2号の規定に基づき、積極的に見積りを活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いします。

貴都道府県におかれでは、被災地域の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（参考）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

（抄）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 （略）

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴すことその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三～九 （略）

2～5 （略）